

四 理容 理容師免許又は美容師免許を受けている者で、かつ、聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の理容科の専攻科を卒業したものは四年以上理容に関する実地の経験を有するもの

五 特殊技能 免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において二年以上の課程を修了した者又は十年以上実地の経験を有する者

第六十五条の二中、「盲学校、聾学校及び養護学校の自立活動の教諭」を、「特別支援学校自立活動教諭」に改める。

第六十五条の三中、「第四条第七項並びに第五条第三項及び第四項」を、「第四条の二第三項及び第五条第二項から第四項まで」に改める。

第六十五条の四中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「又は特別支援学校」に改める。

第六十五条の五中、「免許法第四条第七項の規定による盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭」を、「免許法第四条の二第三項の規定による特別支援学校教諭」に改める。

第六十五条の七中、「並びに第七十三条の九」を、「及び第七十三条の九」に、並びに同令第七十三条の十を、「及び同令第七十三条の十」に、「盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領及び養護学校学習指導要領」を、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」に改める。

第六十六条の二の次に次の一条を加える。

第六十六条の二の二 免許法第五条の二第三項の規定による特別支援学校助教諭の臨時免許状に於いての新教育領域の追加の定めは、当該新教育領域が定められた普通免許状を有する者を採用することができない場合に限りに、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定に合格した者が所有する臨時免許状について行うものとする。

第六十八条及び第六十九条中、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第六十九条の三中、「盲学校、聾学校、養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第七十条中、「若しくは別表第八」を、「別表第八若しくは第六十四条第二項の表」に改める。

第七十一条中、「免許状の授与」の下に、「新教育領域の追加の定め」を、「とする者は」の下に「免許法第五条の二第一項及び第三項に定めるもののほか」を加え、「願い出なければならぬ」と「申し出るものとする」に改める。

第七十二条第二項第四号中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第七十四条第一項中、「免許法第四条」の下に、「及び第四条の二第一項」を加え、「特殊の教科」を「特別支援学校の自立教科又は自立活動の教員」に改め、同条第二項中、「教科」の下に、「特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの日を含む）」を加える。

第七十五条中、「第十八条」の下に、「第一項（同条第一項において準用する場合を含む）」を加える。

附則第二十二項中、「免許法附則第五項」を、「第五項、第九項」に改める。

附則第二十四項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

別記様式備考第一号ア中、「盲学校特殊教科教諭」を、「特別支援学校自立教科教諭」に、「養護学校自立活動教諭」を、「特別支援学校自立活動教諭」に改め、同号イ中、「押すこと」の下に、「（特別支援学校の教員の免許状（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第五条第一項の規定により当該免許状とみなされるものを含む。以下同じ。）の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行うときも同様とする。）」を加え、同号カ中、「については」の下に、「特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては、左記の領域について」と「を」を加え、事項について「と」の下に、「第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては、左記の自立活動について」と「を」を加え、同号ケ（オ）を同号ケ（カ）とし、同号ケ（エ）の次に次のように加える。

（オ） 特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

（教育職員免許法施行規則の一部改正）
 第十条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中、「盲学校又は聾学校」を、「視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科」に改める。

（理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部改正）
 第十一条 理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

本則中、「第二十六」を、「別表第二十六」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 視覚特別支援学校 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

二 聴覚特別支援学校 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

三 養護特別支援学校 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第五号において同じ。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

四 知的特別支援学校 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

五 肢体等特別支援学校 肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

別表第二中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第三中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第四中、「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を、「肢体等特別支援学校」に改め、別表第六中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第七中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第八中、「養護学校」を、「養護特別支援学校」に改め、別表第十中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第十一中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第十二中、「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を、「知的特別支援学校」に改め、別表第十三中、「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を、「肢体等特別支援学校」に改め、別表第十五中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第十六中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第十七中、「養護学校」を、「養護特別支援学校」に改め、別表第十九中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第二十中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第二十一中、「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を、「知的特別支援学校」に改め、別表第二十二中、「養護学校（知的障害者のみを教育する養護学校を除く。）」を、「肢体等特別支援学校」に改め、別表第二十四中、「盲学校」を、「視覚特別支援学校」に改め、別表第二十五中、「聾学校」を、「聴覚特別支援学校」に改め、別表第二十六中、「養護学校」を、「養護特別支援学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則の一部改正）
 第十二条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和三十年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第二条中、「令第一条第二項第一号」を、「令第一条第三項第一号」に改める。

第三条中、「令第一条第四項」を、「令第一条第五項」に、「同条第一項」を、「同条第一項及び第一項」に、「同条第二項及び第三項」を、「同条第三項及び第四項」に改め、同条第三号中、「令第一条第一項から第三項まで」を、「令第一条から第四項まで」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則の一部改正）
 第十二条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行規則（昭和三十年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を、「特別支援学校」に改める。

第二条中、「令第一条第二項第一号」を、「令第一条第三項第一号」に改める。

第三条中、「令第一条第四項」を、「令第一条第五項」に、「同条第一項」を、「同条第一項及び第一項」に、「同条第二項及び第三項」を、「同条第三項及び第四項」に改め、同条第三号中、「令第一条第一項から第三項まで」を、「令第一条から第四項まで」に改める。